

現 場 説 明 書

1 工 事 名 本庁舎煙突改修工事
2 監 督 員 都市部 公共建築課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証

要

不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金

する

しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金

する

しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払

する (一回以内)

しない

6. 繼続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 繼続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	%	支払限度額 • 請負代金額 の %
第2年度(年度)	%	支払限度額 • 請負代金額 の %
第3年度(年度)	%	支払限度額 • 請負代金額 の %

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

(1) 契約図書関係

ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。

イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。

ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。

エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下請負關係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
・施工体制台帳
・施工体系図
・再下請負通知書(再下請負の発注がある場合)

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施工にあたり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続きを行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続きは、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分 あり なし

(8) 火災保険等の関係

火災保険その他保険の付保条件 あり なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ>入札の広場>入札情報ポータルサイト>入札制度関連情報において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1か月以内に監督員に提出すること。
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても、本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係書類を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付することにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続き及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮されることとなる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ>入札の広場>検査情報に記載(別表)のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスponsの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が隨時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について(別紙)

請負工事仕様書

工事名	本庁舎煙突改修工事
工事場所	横須賀市小川町11番地
工 期	115日
工事概要	本工事は本庁舎煙突改修工事 であり材料・手間共一式請負とする。
工事仕様	一般共通事項及び特記仕様書は別紙による。
工事内容	1号館・分館 ・煙突用石綿断熱材封じ込め
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。・設計書の疑義は、本市の解釈による。・仕様書、別紙図面、内訳書に記載なき事項でも、工事上及び技術上当然必要ある資機材は補足し、遅滞なく工事を遂行し完了させること。・本工事起因による周辺道路及び周辺家屋の損害は、請負業者負担により速やかに復旧すること。・積算基準については公共建築課ホームページ https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4827/sekisankijyun/sekisankeiijyun257i.htmlをご確認ください。

建築工事 一般共通事項

令和2年4月1日

1. 一般事項

- 1) 共通仕様書の適用範囲

本工事は、本市契約規則等に基づき、特記によるほか、新增改築工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）－平成31年版－」、補修改修工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）－平成31年版－」に準拠する。

ただし、補修改修工事において、軽微で少量の施工箇所で、安全上支障のない場合は、監督員と協議のうえ、上記仕様書に記載されている各工程の一部及び試験などを省略することができる。

- 2) 軽微な変更

現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法、あるいは数量等の増減で軽微な変更は市監督員（以下「監督員」という。）との協議による。

- 3) 本市指定様式

「横須賀市ホームページ」>「申請書ダウンロード」>「公共建築課の書式」にて掲載。（使用時に最新版を確認）

- 4) 官公署その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。これに伴う費用は本工事の請負者（以下「請負者」という。）の負担とする。

- 5) 別記について

本工事にて特に必要な追加事項については別記として以下を本仕様書に添付する。

- 別記1 支給材料
別記2 貸与品
別記3 部分引渡し
別記4 部分使用
別記5 保険
別記6 ~~返納すべき発生材~~
別記7 完成写真

2. 工事現場管理

- 1) 災害及び公害の防止

(a) 施工中の安全に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

(b) 工事用車両の搬出入が頻繁な日時は専任の交通整理員を要所に配置し、付近住民及び施設利用者等の安全な通行に努める。

(c) 工事用車両の搬出入に起因する現場付近の道路等の汚れは随時清掃し、本工事車両に起因する損傷箇所は速やかに復旧する。

(d) 作業に伴う騒音、振動、煤煙、ほこり等、又仮設物による電波、日照障害についてはあらかじめ配慮し、公害の防止に努める。

(e) 騒音、振動については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠するとともに、関係法令を遵守すること。

- 2) あと片付け

工事完成に際しては、工事用用地及び仮囲いの外周（1.0m）を原形に復旧する。

3. 記 錄

- 1) 材料の品質検査

材料の品質検査は使用前に市監督員の検査を受ける。又工事材料内訳書は本市指定様式により書面およびエクセルデータで提出する。

- 2) 工事報告書

工事報告書（工事出来高表、工事進捗写真、工事月報、工事日報）は市監督員の指示ある場合に、本市指定様式により毎月提出する。

- 3) 工事記録写真

工事記録写真是、監督員の指示により下記を表紙付き冊子（A4版）で提出する。

- (a) 工事着手前の状況。
- (b) 施工中の工事進捗過程（完成まで）。
- (c) 施工状況で特に報告の必要のある場合。

4. 環境への取組み

- (a) 請負者は、横須賀市環境マネジメントシステム(YES)の環境方針を十分理解して、工事現場から生じる騒音、振動等の建設公害、建設廃棄物の排出による処分場への負担、熱帯材型枠の使用による地球温暖化などの環境負荷を低減するために次に掲げる事項に留意して、地球環境の保全に資するよう努めなければならない。

(b) 無石綿（アスベスト）化への対応

使用建材については、アスベストが含有するものを使用しないこと。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

- 1) 環境問題意識の啓発

請負者は、現場の職員、従業員及びこの工事に関連するすべての業者に対して工事管理会議などの機会を通じて、環境改善のための教育講習会を開催し、各人の環境問題意識の高揚に努めなければならない。

なお、監督員が指示した工事については、実施した教育講習の内容を工事日報、工事監理日誌などに記録して監督員に提出する。

- 2) 廃棄物の適正処理等

請負者は、建設工事に伴い発生する廃棄物について、別添「建設廃棄物の取扱及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努める。

- 3) 熱帯材型枠使用の削減

本工事で使用するコンクリート型枠用合板は、従前から使用している熱帯材を原料とする合板（熱帯材100%のもの）は使用しないものとする。

これに替わるコンクリート用型枠は、針葉樹林型枠、複合型枠（以下「複合合板型枠」という。）など熱帯材100%合板型枠以外のものから工事の作業条件等を考慮して、請負者の責任と費用負担により選択するものとする。又複合合板型枠を使用する場合は極力塗装仕上げをされたものを使用し、その型枠の転用（再使用）の増加を図る。

- 4) グリーン購入法

請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品の調達に努める。

なお、監督員が指示した工事については、「グリーン購入実績報告書」（本市指定様式）を監督員に提出する。

5. その他

1) 工事表示板等の設置

公共建築工事(又は公共建築改修工事)標準仕様書によるほか、工事請負金額1,000万円(消費税を含む)以上の工事については工事表示板を、新築工事で100m²以上のものについては工事看板を設置する。(表示板等仕様については申請書ダウンロードに掲載。)

2) 公共サイン等の表示・設置

本工事の一部に公共サイン等の表示・設置が含まれている場合は、横須賀市屋外広告物条例第26条により屋外広告業の登録を受けた者又は、同条例第28条の6第3項により届出を行った者が行うこと。

別記4

部 分 使 用

番号	建物、部屋等使用部分	数量	単位	使用条件	使用予定期間	備考
1	1号館・分館 煙突	1	式	部分使用検査	自 部分使用検査後 至 しゅん工日	部分使用に係る品質証明等の確認用書類は検査対象
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

I. 総 則

1 用語の定義

- 本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ
ろによる。
- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
 - (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
 - (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
 - (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
 - (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
 - (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
 - (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部
を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部
又は一部を取り壊す工事をいう。
 - (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
 - (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその類ごとに分
別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別
しつつ当該工事を施工する行為をいう。
 - (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを
含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利
用することができる状態にすること
 - (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
 - (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次
的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったも
のをいう。
 - (13) 建設リサイクル資材 「県土整備部公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象
品目の資材をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、
再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、
このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リ
サイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行
うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書
を作成し、監督員に提出すること。特に対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した
「説明書」を施工計画書に添付すること。ただし、次項III.に基づき建設副産物情報交換システ
ムに工事情報を登録した場合は、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は監督員に提
出されたものとみなす。
- (3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場
担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (4) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (5) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (6) 対象建設工事にあっては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者か、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
 - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備部のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を出し、確認を受けることとする。
なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。
また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。
 - イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
 - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともにアスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。
 - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
 - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
 - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
 - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再生利用
 - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあっては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあっては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
 - ア 建設廃棄物と建設発生土
 - イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）
 - ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物
 - エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、III. を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備部のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、施工計画書及びコンクリート塊等搬入（変更）証明書を提出し、監督員の承諾を受けるなど、所定の手続きを取ること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備部の指定事業者の指定施設へ搬入すること。
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入その他の建設発生木材等の再資源化に関して施工計画書及び建設発生木材等搬入（変更）証明書を提出し、監督員の承諾を受けるなど、所定の手続きを取ること。
- (8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベス
ト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確實に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を把握し、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を監督員に提出し、計画書とともに保存すること。
- (2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (3) 次項III. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(1)の再生資源利用促進実施書、再生資源利用実施書及び上記(2)の建設リサイクル法に基づく再生資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (4) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (5) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(5)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（平成26年6月4日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（平成26年6月13日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（平成27年9月11日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）

III. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

1

元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（小規模工事等又は調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂(RC-10)など
	碎石	鉱さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
搬出する建設副産物	その他の建設資材	
	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>
から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。
(「再生資源利用（促進）計画書—建設リサイクルガイドライン様式一」の作成)
- (3) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (4) 各種書類印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm³」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土	
レキ	レキ質土	砂	砂質 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90

岩塊 玉石	軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.00	1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m³ (地山m³)

埋戻し 20 m³ (締固めm³) … 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m³ (地山m³) … 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m³/変化率C (仮に0.9とする) = 22 m³

処分 78 m³ (地山m³) … 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100 \text{ m}^3 - 22 \text{ m}^3 = 78 \text{ m}^3$$

- (2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。
建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備部建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土 砂(建設汚泥処理土)	再生改良土 再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
碎 石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋) ※ 再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等) 再生骨材コンクリート 再生生コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋) ※
木 材	再生木質ボード 再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ R C - 1 0 (再生砂) を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土 (第一種～第四種建設発生土及び浚渫土)) について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A (柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある決定)」と選択する。

施工条件明示事項

- 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
- なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明示事項
■ 工程関係	<ul style="list-style-type: none">■ 他の工事の開始又は完了の時期による影響■ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)□ 関係機関等との協議の未成立□ 関係機関等との協議条件による影響□ 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間□ 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□ 用地関係	<ul style="list-style-type: none">□ 工事用地等の未処理部分□ 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地□ 発注者が借り上げた土地の使用□ 工事用地等の使用終了後における復旧内容
□ 周辺環境関係 (公害、排水等)	<ul style="list-style-type: none">□ 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策□ 水替え・流入防止施設□ 潜水、湧水等の処理対策□ 事業損失防止関係
□ 安全対策関係	<ul style="list-style-type: none">□ 交通安全施設等の指定□ 近接工事での施工方法、作業時間等の制限□ 落石、土砂崩落等に対する防護施設□ 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置□ 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
□ 工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none">□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限□ 搬入路の使用中及び使用後の処置□ 仮設道路の設置□ 一般道路の占用
□ 仮設備関係	<ul style="list-style-type: none">□ 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用□ 仮設備の構造及び施工方法の指定□ 仮設備の設計条件の指定
□ 建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none">□ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化□ 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□ 薬液注入関係	<ul style="list-style-type: none">□ 薬液注入工法の施工□ 周辺環境への調査
□ 工事支障物件等	<ul style="list-style-type: none">□ 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在□ 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
■ その他	<ul style="list-style-type: none">□ 工事用資機材の保管及び仮置き□ 工事現場発生品□ 支給材料及び貸与品□ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等□ 架設工法の指定□ 工事用水、電力等の指定□ 新技術・新工法・特許工法の指定■ 部分使用□ 給水の必要□ 電子納品対象工事特記仕様書

施工条件明示の詳細

■ 工程関係

他の工事の開始又は完了の時期による影響

本工事は、下記工事と競合する。

- ・本庁舎1号館揚水ポンプ改修工事
- ・本庁舎2号館空調設備改修工事

本工事は、競合する工事の進行により工期に影響を受ける可能性がある。

施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)

煙突用石綿断熱材封じ込め作業は、原則として土日祝日等の閉庁時に行うこと。

また現場作業は令和4年10月13日までに完了すること。

■ その他

部分使用

部分使用については、別記4による。

特記仕様書

共通仮設

工事場所及び資材置場を、うま、ロープ等で明確にし、安全表示板等により来庁者・職員等の安全をはかる。

動力用水光熱：工事に伴う水光熱は、施設の既存設備を利用できる。
ただし、電力についてはコンセント程度であり、用水、電力の使用に伴う配管、配線および撤去、復旧等については、請負人の負担とする。

1)直接仮設

外部足場は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」2.2.1「足場等」により関係法令に従い設置すること。(900枠を原則とし、抜け止め機能付き型くさび緊結式足場(次世代足場)等の異なるものを採用しようとする場合は、監督員の承諾を得ること)

工事範囲以外に粉塵等が飛散しないよう、養生を施すこと。

来庁者・職員等の安全を確保するよう、災害防止処置を施すこと。

2)解体撤去

発生材は、原則として場外処分とする。

解体・撤去により生じた周辺のクラック等は、原形に復旧する。

日曜日、祝日に大きな騒音、振動の発生する作業については、騒音規制法及び振動規制法の規定により行わないこと。

搬出・処分は関係法令に抵触しないよう留意すること。

発生材の処分は、原則として再生工場持込とする。ただし、再生処分が出来ない物に限り、関係法令に抵触しないよう処分すること。

解体等で大きな騒音の発生する作業については、監督員・庁舎管理者と協議し施工すること。

煙突用石綿断熱材の封じ込め工事特記仕様書

1. 一般事項

(1) 適用範囲

本特記仕様書は、労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、煙突用石綿断熱材の封じ込め工事に適用する。また、公共建築改修工事標準仕様書の1章[各章共通事項]と併せて適用する。

(2) 基本要求品質

煙突用石綿断熱材は、安全かつ完全に封じめること。

(3) 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

(4) 石綿含有建材の調査は、次による。

(ア) 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。

なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発0413第3号）に基づく方法により、分析方法は特記による。

(イ) 調査は、目視、設計図書、石綿有無の調査報告書等により確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。

(ウ) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

(5) 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例における石綿濃度測定運用マニュアルに基づき、下記のとおり実施する。

(ア) 測定方法

測定方法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示93号）」により実施する。ただし、使用されている建材中にクリソタイル以外のアスベストを含む場合は、環境省のアスベストモニタリングマニュアルに準じて測定する。

(イ) 測定時期等

測定時期、測定場所及び測定箇所数は、次による。

測定時期	測定場所	測定点数
工事の開始前	敷地境界又は作業場周辺	1点以上
工事の期間中（※）	敷地境界又は作業場周辺	4方向各1点
	セキュリティゾーン入口	1点
	集じん・排気装置の排出口	1点
工事の 完了後	隔離シート撤去前	作業室内
	隔離シート撤去後	敷地境界又は作業場周辺
		1点以上
		4方向各1点

（※）工事期間中の測定は、アスベストの除去等の作業を行う初日に実施する。

作業場が複数存在する場合は、作業場毎に測定を実施する。

同一の作業場においてアスベストの除去等の作業が7日（作業を行わない日も含む。）を超えて行う場合は、原則として7日ごとに1回以上測定を実施する。

2. 共通事項

（1）専門工事業者

煙突用石綿断熱材の封じ込めを直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

（2）石綿作業主任者

元請事業者は、煙突用石綿断熱材の封じ込めに当たり、自らが雇用する者の中から、石綿作業主任者を選任する。

また、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

なお、本工事契約後「現場代理人及び主任技術者等届」の提出にあたって、「その他の技術欄」に作業主任者の氏名を記入し、資格証の写しを添付すること。

（3）封じ込め作業者

煙突用石綿断熱材の封じ込めに従事する作業者（以下「封じ込め作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、封じ込め作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

（4）特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

（5）施工区画

煙突用石綿断熱材の封じ込めに当たり、直接封じ込めを行う作業区域（場所）、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成するセキュリティゾーン、廃棄物保管場所等で、封じ込め工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。

(6) 表示及び掲示は、次による。

- (ア) 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。また、大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- (イ) 労働安全衛生規則に基づき、石綿作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項について、作業場の見やすい箇所に掲示を行う。
- (ウ) 石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。
- (エ) 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日基安発第0802001号）」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- (オ) 特定粉じん排出等作業を行う場合は、届出の内容を(エ)の掲示に追記する。
- (カ) 石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。

(7) 保護具等は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
- (イ) 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがね又はフードを併用する。

(8) 保護衣、作業衣は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。ただし、隔離空間内で作業する場合は、保護衣を使用する。
- (イ) 保護衣は、JIS T 8115(化学防護服)の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5)同等品以上のものとし、原則として、使い捨てタイプのものを使用する。
- (ウ) 作業衣は、石綿が付着しにくく、付着した石綿が容易に除去できるものとする。

3. 煙突用石綿断熱材の封じ込め

- (1) 煙突用石綿断熱材の封じ込めに伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、隔離する。隔離の方法等は、次による。
 - (ア) 壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。
なお、隔離シートは、壁面は厚さ0.08mm以上、床面は厚さ0.15mm以上

(2枚重ね) のもので、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。

- (イ) 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、セキュリティゾーン（更衣室、洗身室、前室）を設置する。
 - (ウ) 施工区画内には洗眼及びうがいのできる設備を設ける。
 - (エ) 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
 - (オ) 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
 - (カ) 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
 - (キ) 作業開始後、直ちに粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。
 - (ク) 作業中に隔離した作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていること並びに集じん・排気装置からの漏れがないことを定期的に確認する。
 - (ケ) (カ) から(ク)までの確認を行った日、確認方法、確認結果等を記録し、工事終了まで保管する。
 - (コ) 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。
- (2) 工法は、次による。
- (ア) 煙突用石綿断熱材の封じ込め工法は、CAS工法（建設技術審査証明書第1201号取得工法）とする。
 - (イ) 封じ込め作業は集じん・排気装置を稼働後に行い、原則として煙突内部専用噴霧器を使用する。
 - (イ) 封じ込め剤を試験散布し、浸透状況、散布量等を確認する。
 - (ウ) 試験散布状況を確認後、煙突用石綿断熱材の全面に封じ込め剤を散布する。
 - (エ) 封じ込め剤は、使用量を確認し適正量を散布する。
 - (オ) 検査機器等により封じ込め剤が浸透していることを確認する。
- (3) 確認及び後片付けは、次による。
- (ア) 封じ込め作業終了後、封じ込め剤を隔離シートの表面及び空気中へ散布する。
 - (イ) 隔離シートの撤去は、隔離空間内部の空気中の総纖維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した時点で行う。
なお、取り外した隔離シートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。
 - (ウ) 設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したもの除去した後、解体

し、搬出する。

(エ) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(4) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。

(ア) 隔離した作業場において、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。

(イ) 前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。

(ウ) 前室又は洗身室で、さらに、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

(5) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。

(ア) 隔離シート等の廃棄物を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。

なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

(イ) 隔離シート等の廃棄物の運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど飛散防止措置を講ずる。

(ウ) 隔離シート等の廃棄物の処分は、次の(a)又は(b)により、処分方法は特記による。

(a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

(b) 中間処理の場合は、都道県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

単価及び共通費等に関する事項

1 単価等の採用根拠について

内訳書に掲載の単価等の採用根拠は、以下のとおりです。

A	建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備] 建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備] ※上記単価表の単価は下記の歩掛等により作成 公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算基準等資料 公共建築工事積算研究会参考歩掛け 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛け	非公開
B	土木工事資材等単価表（神奈川県） 市独自単価一覧表（土木工事編）	
C	建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価 建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値	
D	カタログ価格による複合単価 見積り及び見積りによる複合単価 工事量が少量、僅少等の場合において補正を行ったA、BまたはCの単価	数量内訳書 見積単価等情報 にて公開

- (1) Aの単価については、公表されている歩掛けと刊行物に掲載の単価との複合単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため、非公開とします。
なお、Aの単価を作成する際に使用している刊行物の採用月は、原則として単価表の適用月前月です。
- (2) Bの単価については、神奈川県HP（土木工事資材等単価表について）若しくは横須賀市HP（工事積算情報）に掲載しています。
神奈川県HP:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html>
横須賀市HP:<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>
- (3) Cの単価については、一般に公表されている、または都市部公共建築課が独自に調査した材料価格以外の刊行物による単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため非公開とします。
- (4) 単価の採用根拠についての内容に関する質疑等は、原則受け付けません。

2 単価世代及び共通費算定の根拠について

- (1) 建築工事標準市場単価表等は、令和4年4月1日（建築工事主要資材は6月1日）単価を採用しています。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期Tは3.6か月とします。
- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式は改修を採用しています。

3 その他

- (1) 工事価格は、原則として有効桁を上位4桁としています。ただし、一千万円未満の場合は、一万円単位としています。

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

本序舍煙突改修工事 建築工事 科目別内記

4

建築工事 科目別内訳

5

本府舍煙突改修工事

建築工事 中科目別内訳

6

建築工事 中科目別内訳

7

本府舍煙突改修工事

建築工事 細目別内訳

8

建築工事 細目別内訳

9

本府舍煙突改修工事

建築工事 細目別内訳

10

建築工事 細目別内訳

11

数量内訳書 見積単価等情報

都市部 公共建築課

※ この数量内訳書の数量は参考です、入札者は独自に積算し入札すること。

掲載された単価は本市が設計価格算出の為に採用したもので、入札者の下請負 金額等を保証するものではありません。

また、金額に関する質疑等は原則、受け付けません。

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

本府舍煙突改修工事 建築工事 科目別内訳

4

建築工事 科目別内訳

5

本府舍煙突改修工事

建築工事 中科目別内訳

6

建築工事 中科目別内訳

7

本庁舎煙突改修工事

建築工事 細目別内訳

8

建築工事 細目別内訳

9

本庁舎煙突改修工事

建築工事 細目別内訳

10

建築工事 細目別内訳

11

仕分け 1 内訳

1

公開						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築工事	1号館 直接仮設					
養生	エレベーター	1	式		36,000	
外部足場	枠組本足場 風散防止含む	1	式		495,000	
仮設材運搬		1	式		63,000	
建築工事	1号館 煙突用石綿断熱材封じ込め					
煙突用石綿断熱材 封じ込め	CAS工法 養生・梱包・保管・清掃 作業含む	73.3	m	382,000	28,000,600	
安全衛生設備機器 等	機器損料・セキュリティゾーン 防 護服等	1	式		455,000	
鳥害侵入防止柵一部切断		1	式		45,000	
鳥害侵入防止柵補修作業		1	式		135,000	
発生材積込運搬		1	式		36,000	
発生材処分		1	式		108,000	
建築工事	分館 直接仮設					
養生	エレベーター	1	式		36,000	
外部足場	枠組本足場 風散防止含む	1	式		585,000	
仮設材運搬		1	式		63,000	

仕分け 1 内訳

2